

大田原市西部地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人至誠会が設置する大田原市西部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターに勤務する職員は、保健師または経験のある看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士（以下「相談員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの相談員は、利用者が要介護状態となることを予防するため、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業並びに利用者の権利擁護のために必要な支援を行うものとする。
 - 4 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行うものとする。
 - 5 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 6 事業の提供にあたっては、介護サービス計画書を検証するとともに、利用者の心身状況、介護予防サービス等の利用状況に関する定期的な協議を行うことにより、当該利用者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行うものとする。
 - 7 事業の運営にあたっては、大田原市基幹型支援センター、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大田原市西部地域包括支援センター
- (2) 所在地 大田原市浅香3丁目3578番地747

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)
管理者は、センターの相談員の管理、利用者の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 相談員
相談員は、指定介護予防支援の提供にあたる。
 - ア 保健師または経験のある看護師 1名(常勤)
 - イ 主任介護支援専門員 1名(常勤)
 - ウ 社会福祉士または社会福祉主事 1名以上(常勤)
 - エ 介護支援専門員 1名以上(常勤)

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、12月29日より1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

- (1) 提供方法 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第29条から第31条の規定に従って実施します。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は、センター内又は自宅とする。
- (3) サービス担当者会議
 - ア 開催場所は、センター内又はサービス事業所内もしくは自宅とする。
 - イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報をサービス事業所担当者に意見を求めるものとする。

(4) 相談による自宅訪問頻度等

- ア 提供開始月
- イ 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回
- ウ サービスの評価期間が終了する月
- エ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも1ヶ月に1回

(利用料)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用者の利用料は、無料とします。ただし、利用者の介護保険料に1年以上の滞納がある場合は、いったん利用者が全額支払ったうえで、大田原市の窓口で払い戻すこととする。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大田原市が設定した、西原地区、親園地区、野崎地区及び佐久山地区の日常生活圏域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 センターに対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントについては、苦情・ハラスメント受付担当者を配置し、苦情・ハラスメント受付書を作成し、話し合いによる解決に努めるものとし、必要に応じて第三者委員の助言を求める等適正に対処するものとする。

苦情・ハラスメント受付担当者 管理者 杉原 弘美

(事故発生時の対応)

第10条 センターの相談員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに大田原市基幹型支援センター及び利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ア 虐待を防止するための相談員に対する研修の実施
 - イ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ウ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所相談員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密の保持）

第12条 センターの管理者及び相談員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

（相談員の資質の向上）

第13条 センターの管理者は、相談員の資質向上のため適切な研修機会を確保する。

（事業継続計画）

第14条 事業継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（その他運営に関する留意事項）

第16条 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮します。

- 2 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、大田原市、社会福祉法人至誠会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。